

「指定給水装置工事事業者指定更新時確認届出書」について

1. 「指定給水装置工事事業者指定更新時確認届出書」を提出してもらう根拠法令

水道法 第 25 条の 8

指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事事業者の事業の運営に努めなければならない。

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する国土交通省令で定める給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事事業者の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

水道事業者として、給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準の確認をするためです。

2. 作成に当たっての注意点

※ この確認届出書における公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

公表について「不可」を選択した場合は、公表しません。

日本水道協会秋田県支部主催の指定給水装置工事事業者研修会の未受講の場合のその理由は、非公表です。

受講者名は公表の対象外です。

技能を有する者の氏名は公表の対象外です。

指定給水装置工事事業者指定更新時確認届出書で確認する項目は以下の4つです。

- ① 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- ② 業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③ 給水装置工事主任技術者の研修会の受講実績
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

① 日本水道協会秋田県支部が実施している指定給水装置工事事業者研修会の受講実績

過去5年以内に受講した年月日を記入してください。

未受講の場合は「未受講の理由欄」に未受講の理由を記入してください。

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

・「休業日、営業日、修繕対応時間」を記入してください。

・「漏水等修繕対応の可否」について、修繕の対応ができる場合は「可」に丸をつけて

てください。修繕の対応ができない場合は、「否」に丸をつけてください。その他欄

には、その他の修繕について記入することも可能です。

- ・「対応工事種別」については、新設又は改造の該当部分に丸を付けてください。

- ・その他の欄には、ホームアドレスやメールアドレスなどについての連絡や由利本荘市企業局ホームページでの電話番号や FAX 番号の公表を望まない場合などの連絡があれば記載してください。

- ・2つ以上事業所があり、業務内容が異なる場合は、必要に応じてコピーしてください。その場合、事業所の区別ができるよう、タイトル横に事業所名を記入してください。

- ・業務内容に変更が生じた場合は、速やかに由利本荘市企業局にその旨を届け出るようお願いいたします。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付して提出してください。

【対象となる研修】

- ・ 水道法のうち給水装置に関連するもの（給水装置工事主任技術者の職務と役割、給水装置の構造及び材質）
- ・ 給水装置及び給水装置工事の方法に関する最新の技術情報

- ・ 給水装置の事故事例と対策技術
- ・ 給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事の方法）
- ・ 日本水道協会秋田県支部で実施した指定給水装置工事事業者研修会を受講した方

が、社内での情報共有のために行うもの

- ・ お客さま対応のための接遇に関するもの

④ 過去 1 年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能

を有する者の状況

記入欄の行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、□欄に「✓」を記入してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、④の表は任意の記入となります。

「技能を有する者」は、雇用関係のない下請け等も含みます。

- ・ 資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。

・ 保有している資格については、下の一覧の㊸～㊻から選んで該当するものを記入してください。

- ・ 資格を有していない場合は×を記入してください。